

診療報酬の算定と九州厚生局への届出について（連携医療機関の皆さまへ）

＊「B005—6 がん治療連携計画策定料」（計画策定病院）750 点（退院時 1 回）

- 1 がん治療連携計画策定料 1 750 点
- 2 がん治療連携計画策定料 2 300 点

1 がん治療連携計画策定料 1 については、「計画策定病院」が、あらかじめがんの種類やステージを考慮した地域連携診療計画を作成し、がん治療を担う別の保険医療機関と共有し、かつ、患者の同意を得た上で、入院中又は当該保険医療機関を退院した日から起算して 30 日以内に、当該計画に基づき当該患者の治療計画を作成し、患者に説明し、文書により提供するとともに、退院時又は退院した日から起算して 30 日以内に当該別の保険医療機関に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合（がんと診断されてから最初の入院に係るものに限る。）に、退院時又は退院した日から起算して 30 日以内に 1 回に限り所定点数を算定する。

2 がん治療連携計画策定料 2 については、当該保険医療機関において注 1 に規定するがん治療連携計画策定料 1 を算定した患者であって、他の保険医療機関において区分番号 B 0 0 5－6－2 に掲げるがん治療連携指導料を算定しているものについて、状態の変化等に伴う当該他の保険医療機関からの紹介により、当該患者を診療し、当該患者の治療計画を変更した場合に、患者 1 人につき月 1 回に限り所定点数を算定する。

＊「B 0 0 5－6－2 がん治療連携指導料」（計画策定病院）300 点（月 1 回まで）

1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届けた保険医療機関（計画策定病院を除く。）が、区分番号 B 0 0 5－6 に掲げるがん治療連携計画策定料 1 又はがん治療連携計画策定料 2 を算定した患者であって入院中の患者以外のものに対して、地域連携診療計画に基づいた治療を行うとともに、患者の同意を得た上で、計画策定病院に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合に、月 1 回に限り算定する。

これらの診療報酬を算定するためには、計画策定病院と連携医療機関の双方が、連携する医療機関名、治療を担うがんの種類等について九州厚生局長への届出を行う必要があります。長崎県がん診療連携協議会事務局（長崎大学病院 がん診療センター）では、この届出を省力化し、一度の届出で県内の全ての拠点病院と連携して頂けるように届出の流れを作成しました。

下記の流れに沿って届出を行っていきますので、問い合わせは、【長崎大学病院 がん診療センター】までお願い致します。